

発起人会ニュース

第2号

発行：四郷駅周辺土地区画整理組合発起人会

区画整理事業による“まちづくり”がはじまります

秋涼の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は四郷駅周辺土地区画整理組合発起人会の活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当発起人会は土地区画整理事業の施行に向けて、本年の3月9日（土）、5月18日（土）に「事業計画（案）」および「定款（案）」に関する説明会を開催し、同意書のご提出をお願いしてまいりましたが、このたび事業化に必要となる90%以上のご提出をいただくことができました。多数の方にご賛同いただき、誠にありがとうございました。さらなるご理解に向け、継続して同意書のご提出をお願いしてまいります。

今後は、平成25年度末に都市計画決定（区画整理事業、市街化区域編入）、平成26年度の土地区画整理組合の設立を目指し、準備を進めてまいります。

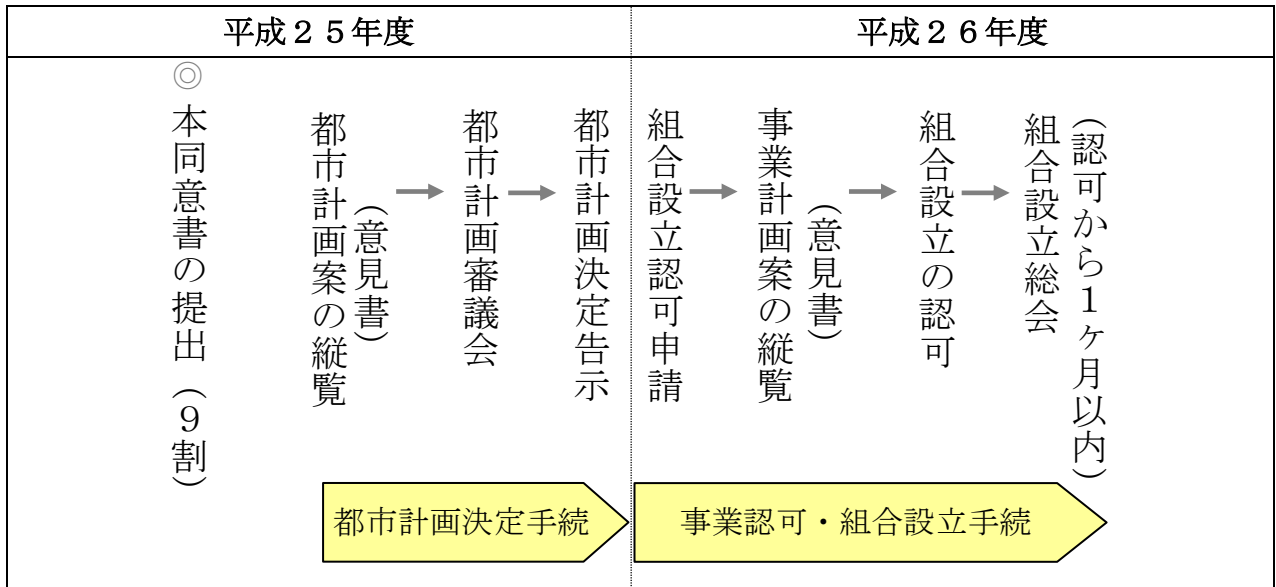
引続き、皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

四郷駅周辺土地区画整理組合発起人会 代表 梅村利幸



◆今後の予定

平成25年度は都市計画決定手続きを進め、平成26年度の組合設立認可、組合設立総会の開催を目指します。



- ※ 来年1月ごろ、区画整理計画区域内の埋蔵文化財調査のため、豊田市教育委員会の調査員数名が現地を歩いて調査を行う予定です。土地の掘削等、工事を伴うものではありませんが、ご所有地へ立ち入りをする場合がございます。ご理解、ご協力よろしくお願ひします。
- ※ H26年度に組合設立後、H27～H28年度頃に仮換地指定、補償調査、道路詳細設計を行い、その後、順次工事着手の予定です。工事着手までは営農が可能となります。

◆利用権設定

平成26年3月予定の市街化区域編入が行われた後は、利用権の設定・更新ができなくなります。工事着手する直前まで賃貸借による営農が可能となるよう、手続きの調整をしております。この件につきまして改めてご連絡いたしますので、よろしくお願ひします。

◆納税猶予

現在、所有地が相続税の納税猶予対象地となっている方は、個別の相談が必要となります。下記連絡先まで、必ずご連絡ください。

◆お問合わせ先

本事業に関する、ご意見・ご質問等がありましたら、下記にお問合わせ下さい。

- 四郷駅周辺土地区画整理組合発起人会 代表 梅村 (0565-44-0677)
- 豊田市役所区画整理2課 高橋・岩月 (0565-34-6769)

今後とも発起人会の活動に、ご協力お願ひします。

